

○今後のスケジュール(想定)について

時 期	内 容
令和8年度	○条例骨子を決定 ○条例骨子を議会(総務環境委員会)へ報告 ○パブリックコメント 人権に関する条例(仮称)検討会 ・条例素案 ○条例案を決定 ○条例案を議会提出

※条例案が議決された場合において、相談窓口や紛争解決機関など実効性に関する仕組みの開始には一定の周知・準備期間が必要となります。